

姫路市こども計画
ひめじ こども・若者みらいプラン(仮称)
＜中間取りまとめ＞

概要版



令和6年（2024年）12月

姫 路 市

計画の構成

姫路市こども計画「ひめじ こども・若者みらいプラン」は、5章から成る計画です。
また、本編に加えて5種類の別冊があります。
この概要版では、計画の内容のうち特に重要な部分を抜粋しています。

● 計画書（本編）の内容

第1章	計画の策定にあたって	計画の概要、こども・若者を取り巻く現状や課題などを掲載しています。
第2章	計画の基本的な考え方	計画の基本理念、基本目標、施策の体系などを掲載しています。
第3章	施策の展開	施策の体系に位置付けられた施策の内容などを掲載しています。
第4章	計画の推進体制	計画に基づく取組の実施状況の点検・評価や、計画の見直し方法などを掲載しています。
第5章	資料	計画策定のあゆみや用語集などを掲載しています。

● 計画書（別冊）の内容

別冊1	施策の体系における具体的な取組	計画において具体的に取り組む内容を一覧にまとめたものです。
別冊2	教育・保育等及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保方策	教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の量の見込み（ニーズ量）や、提供体制の確保方策（ニーズを満たすための整備目標）などを定めたものです。 (P. 11～12 に概要を掲載しています。)
別冊3	令和5年度 姫路市子育て支援に関するアンケート調査報告書	計画の策定に当たり令和5年度に実施した市民アンケート調査の結果報告書です。
別冊4	令和5年度 姫路市子ども・若者意識調査報告書	
別冊5	令和5年度 姫路市子どもの生活実態調査報告書	

「ひめじ こども・若者みらいプラン」とは

(計画書本編 P.2～6)

- この計画は、こども基本法等に基づく法定計画として、本市のこども・若者及び子育て世帯に関する施策を総合的に、かつ切れ目なく推進していくために策定します。
- 計画期間は、令和7年度(2025年度)から令和11年度(2029年度)までの5年間とします。
- 計画の対象は、こども・若者* 及び子育て世帯とします。

* この計画では、0歳～18歳未満の人を「こども」、中学生年代～30歳未満の人を「若者」と呼んでいます。なお、「若者」は、施策によっては40歳未満の人を含む場合があります。

- 本市は、令和3年(2021年)5月21日に内閣府より「SDGs 未来都市」に選定されました。これまでもSDGsの達成に向けて様々な取組を進めているところですが、本計画も、その取組の一つとして位置づけます。



本市におけるこども・若者の主な課題

(計画書本編 P.55～58)

こども・若者に関するデータ及び市民アンケート調査の結果等から、次のような課題を抽出しました。これらの課題を解決するために、計画の基本理念・基本目標を設定します。

- 少子化対策
- 子育ての環境や支援の満足度の向上
- 相談支援体制の充実
- 幼児期までのこどもの育ちの支援
- 待機児童対策
- 妊娠前から子育て期までの切れ目ない支援
- 仕事と子育ての両立支援
- ひとり親家庭への支援
- 出会い・結婚への支援
- 児童虐待防止対策
- こども・若者の貧困対策
- 障害児等への支援
- こども・若者や子育て世帯の意見反映

基本理念（姫路市の目指す姿）

（計画書本編 P.60）

こども・若者が希望を持ってすこやかに育ち、
未来へつながるまち 姫路
～「だれひとり取り残さない」社会をめざして～

基本目標

（計画書本編 P.61）

基本理念の実現に向けて、5つの基本目標を設定します。

基本目標 1 こども・若者の権利を守り、すこやかな成長を支える

基本目標 2 安心してこどもを産み育てられる環境をととのえる

基本目標 3 若者の生活を支え、未来への希望の実現を支援する

基本目標 4 支援が必要なこども・若者や家庭を支援する

基本目標 5 こども・若者や子育て世帯の声を聴き、みんなで
一緒に取り組む

施策の体系

(計画書本編 P.62～63)

基本理念、基本目標の実現に向けて、様々な施策を展開します。

基本目標 1 こども・若者の権利を守り、すこやかな成長を支える	
施策区分 1	こども・若者が権利の主体であることの周知・啓発
施策区分 2	教育・保育の充実とすこやかな育ちの支援
施策区分 3	多様な遊びや体験の充実、居場所づくり
基本目標 2 安心してこどもを産み育てられる環境をととのえる	
施策区分 1	妊娠前から子育て期までの切れ目ない支援
施策区分 2	仕事と子育ての両立支援
施策区分 3	安全・安心に暮らせる環境の整備
施策区分 4	ひとり親世帯への支援
基本目標 3 若者の生活を支え、未来への希望の実現を支援する	
施策区分 1	若者の社会的・職業的自立への支援
施策区分 2	出会い・結婚への支援と移住・定住の促進
施策区分 3	悩みや不安を抱える若者やその家族への支援
基本目標 4 支援が必要なこども・若者や家庭を支援する	
施策区分 1	児童虐待防止対策の推進
施策区分 2	ヤングケアラーへの支援
施策区分 3	こども・若者の貧困対策
施策区分 4	障害や発達に特性のあるこども・若者、医療的ケア児等への支援
施策区分 5	在留外国人のこども・若者や海外から帰国したこどもへの支援
施策区分 6	こども・若者の自殺対策
基本目標 5 こども・若者や子育て世帯の声を聴き、みんなで一緒に取り組む	
施策区分 1	こども・若者や子育て世帯の意見反映

基本目標 1

こども・若者の権利を守り、すこやかな成長を支える

(計画書本編 P.70～75)

すべてのこども・若者が、心身の状況や置かれている環境にかかわらず、生まれながらの権利の主体として尊重され、その権利が守られるよう、取組を進めます。

また、すべてのこども・若者の学び、遊び、体験する機会を確保するとともに、一人ひとりの状況に応じた支援や居場所を切れ目なく提供し、すこやかな成長を支えます。

施策区分 1 こども・若者が権利の主体であることの周知・啓発

- こども・若者の権利に関する周知・啓発や教育
- こども・若者の周りのおとなに対する情報提供や研修等

施策区分 2 教育・保育の充実とすこやかな育ちの支援

- 就学前教育・保育の質の向上
- ★ 保育人材確保の取組 **重点施策 1**
- こどもが安心して過ごし学ぶことのできる教育環境づくり
- 将来のための知識に関する教育や啓発
- 健康・性に関する教育や普及啓発、相談支援
- ジェンダー平等の実現と性の多様性の理解増進
- いじめ防止・いじめ対応
- 不登校のこどもへの支援
- 非行防止と自立支援

施策区分 3 多様な遊びや体験の充実、居場所づくり

- 遊びや体験の場の充実
- こども・若者の居場所づくり
- ★ 放課後児童クラブの充実 **重点施策 2**

【重点施策 1】

保育所・認定こども園の待機児童を解消し、就学前教育・保育の質を向上させるため、保育士等の安定的な確保に向けた取組を推進します。

【重点施策 2】

市立放課後児童クラブのサービスの質の向上及び支援員等の安定的な確保等を実現するため、令和 6 年度（2024 年度）に実施したサウンディング調査の結果を踏まえ、民間活力の活用に向けた具体的な検討を進めます。

基本目標 2

安心してこどもを産み育てられる環境をととのえる

(計画書本編 P.76～81)

すべての人がそれぞれの希望に応じて、正しい知識を持ち、経済的な不安や孤立感を抱いたり仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康に、自己肯定感とゆとりを持って妊娠・出産・子育てに向き合い、安心してこどもを産み育てられるよう、妊娠前から子育て期まで切れ目なく支援していきます。

施策区分 1 妊娠前から子育て期までの切れ目ない支援

- 母子保健と小児・周産期医療体制の確保
- 産前産後の家事・育児等への支援
- 地域子育て支援、家庭教育支援
- 子育て支援情報の発信
- デジタル技術を活用した子育て支援・教育サービスの提供
- 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

施策区分 2 仕事と子育ての両立支援

- 待機児童対策
- ★ 一時的な保育等関連サービスの提供
- ワーク・ライフ・バランス、共働き・共育ての推進

重点施策 3

施策区分 3 安全・安心に暮らせる環境の整備

- こども・若者、子育て世帯にやさしいまちづくり
- 犯罪、事故、災害等からこども・若者を守る取組

施策区分 4 ひとり親世帯への支援

- 相談支援と情報提供
- 生活支援
- 経済的支援
- 自立支援、就労支援

【重点施策 3】

- ・ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について、試行的事業を拡充し、令和 8 年度（2026 年度）から本格的に事業を実施します。
- ・ 休日保育（日曜日における一時保育）の実施に向けた調整を進めます。

基本目標 3

若者の生活を支え、未来への希望の実現を支援する

(計画書本編 P.82～84)

すべての若者が、夢や希望を持って未来への歩みを進められるよう、その社会的・職業的な自立を支援するとともに、一人ひとりの価値観や希望を尊重しながら、出会い・結婚に関する支援や、移住・定住の促進に取り組みます。

また、自らの価値観や生き方を確立しようとする中で悩みや不安を感じる若者やその家族を支援し、希望を持って未来へ歩めるよう取り組みます。

施策区分 1 若者の社会的・職業的自立への支援

- 高等教育の修学支援
- 若者の就労支援

施策区分 2 出会い・結婚への支援と移住・定住の促進

- ★ ライフデザイン・出会い・結婚への支援
- 移住・定住の促進

重点施策 4

施策区分 3 悩みや不安を抱える若者やその家族への支援

- ひきこもりの若者へのサポート
- 気軽に相談できる体制の整備

【重点施策 4】

中学生から若い世代の社会人までライフデザイン支援の裾野を広げ、ライフプランニングに関する講義やワークショップの開催に取り組みます。

基本目標 4

支援が必要なこども・若者や家庭を支援する

(計画書本編 P.85～92)

児童虐待、ヤングケアラー、貧困、障害等、本人たちだけでは対処が困難な課題を抱え、支援を必要としているこども・若者や家庭に対して、それぞれの状況やニーズに応じた支援を切れ目なく提供し、すべてのこども・若者が、置かれた環境にかかわらず、希望を持ってすこやかに育つことができるよう取り組みます。

施策区分 1 児童虐待防止対策の推進

- 関係機関の連携による支援
- 児童虐待防止に関する普及・啓発
- 養育のサポート

施策区分 2 ヤングケアラーへの支援

- 多機関連携による支援
- 家事・育児の支援
- ヤングケアラーに関する周知・啓発

施策区分 3 こども・若者の貧困対策

- 教育の支援
- 生活の安定のための支援
- 保護者の就労の支援

施策区分 4 障害や発達に特性のあるこども・若者、医療的ケア児等への支援

- ★ それぞれの特性や状況に応じた支援
- インクルーシブな育成支援
- 就労に向けた支援
- 小児慢性特定疾病・難病患者への支援

重点施策 5

施策区分 5 在留外国人のこども・若者や海外から帰国したこどもへの支援

- 子育て・教育に関する支援
- 就労に関する支援

施策区分 6 こども・若者の自殺対策

- 相談支援体制の充実
- 自殺予防に関する教育や周知・啓発

【重点施策 5】

就学前のこどもの発達に関するワンストップ相談窓口をこどもの未来健康支援センター内に整備し、総合福祉通園センター・ルネス花北、総合教育センター等と連携し、分かりやすく利用しやすい発達相談支援の体制づくりを進めます。

基本目標 5

こども・若者や子育て世帯の声を聴き、みんなで一緒に取り組む

(計画書本編 P.93～94)

こども基本法やこどもの権利条約の精神にのっとり、こども・若者や子育て世帯に関する施策の策定や実施等について当事者の意見を聴き、その意見を反映させる取組を進めるとともに、こども・若者の意見表明権を市全体で保障する環境をととのえます。

施策区分 1 こども・若者や子育て世帯の意見反映

- ★ こども・若者や子育て世帯の意見を聴く取組
- こども・若者の意見形成・表明に関する支援
- こども・若者の意見表明権に関する周知・啓発

重点施策 6

【重点施策 6】

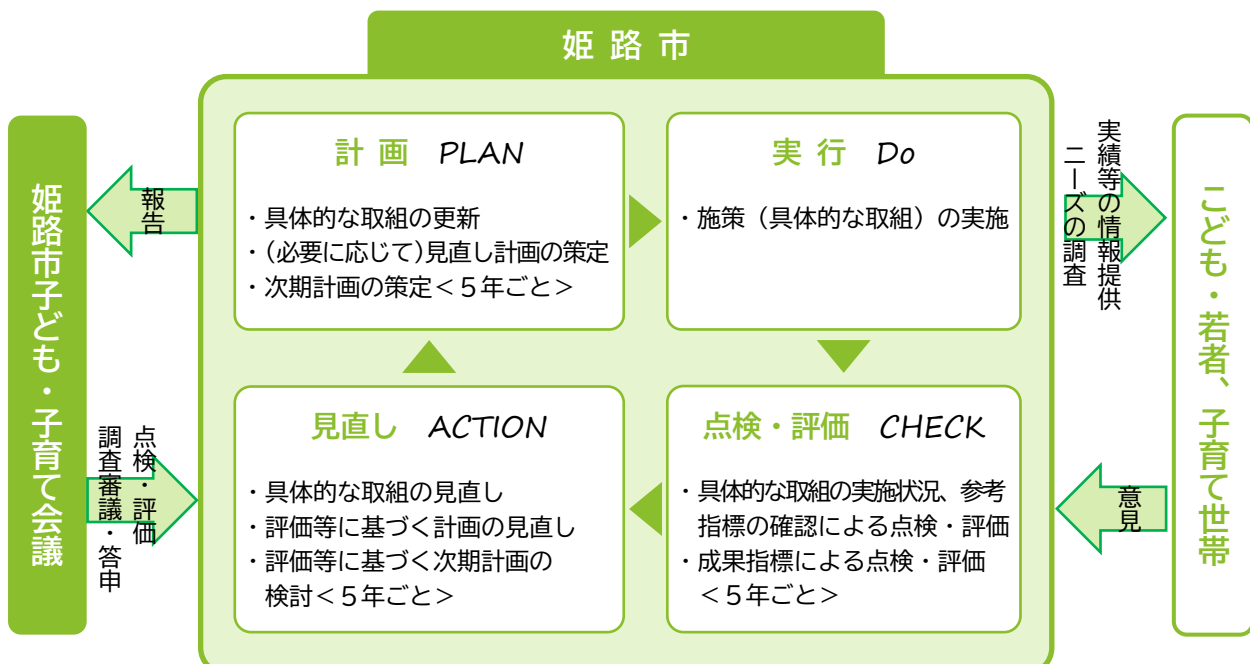
こども・若者の意見を聴き、施策に反映させるための新たな場として、「姫路市こども・若者会議（仮称）」を実施します。

計画の推進体制

(計画書本編 P.96)

毎年度、計画の進捗状況の評価を行い、市長の附属機関である姫路市子ども・子育て会議に報告を行います。その結果を市ホームページ等で公開し、当事者であるこども・若者及び子育て世帯への情報提供を行うとともに、その意見を聴くよう努めます。

また、計画期間の終期には、成果指標に基づき、計画の達成度を評価します。



計画の達成度を測るための指標（成果指標）

（計画書本編 P.64～65）

計画期間中（令和 7 年度から令和 11 年度まで）の達成度を評価するため、13 の成果指標と、5 年後に達成すべき目標値を設定します。

● 基本目標 1 こども・若者の権利を守り、すこやかな成長を支える

成果指標		現状(R5)	目標(R11)
①「今、自分が幸せだ」と思う	こどもの割合	92.6%	現状維持
	若者の割合	89.1%	90%
②「今の自分が好きだ」と思う	こどもの割合	74.3%	90%
	若者の割合	65.2%	80%
③「自分には自分らしさがある」と思う若者の割合		80.7%	90%
④「うまくいくかわからないことにも意欲的に取り組む」と思う	こどもの割合	79.5%	90%
	若者の割合	56.3%	70%
⑤「自分は周りの人の役に立っている」と思う	こどもの割合	72.6%	80%
	若者の割合	57.2%	70%

● 基本目標 2 安心してこどもを産み育てられる環境をととのえる

成果指標	現状(R5)	目標(R11)
⑥子育て環境や支援について「満足していない」と思う保護者の割合	31.6%	20%

● 基本目標 3 若者の生活を支え、未来への希望の実現を支援する

成果指標		現状(R5)	目標(R11)
⑦「努力すれば希望する職業につくことができる」と思う若者の割合		60.1%	70%
⑧「自分の将来について明るい希望を持っている」と思う	こどもの割合	83.5%	90%
	若者の割合	67.3%	80%
⑨「理想とする数のこどもを持てる」と思う若者の割合		50.3%	60%

● 基本目標 4 支援が必要なこども・若者や家庭を支援する

成果指標		現状(R5)	目標(R11)
⑩「困ったときに相談したり、悩みを話せる人がいる」と思う	こどもの割合	93.4%	現状維持
	若者の割合	89.1%	90%
⑪貧困の状態にある保護者のうち、子育てに関する相談について「頼れる人がいる」と思う人の割合		76.0%	85%

● 基本目標 5 こども・若者や子育て世帯の声を聴き、みんなで一緒に取り組む

成果指標		現状(R5)	目標(R11)
⑫「自分の考えをはっきり相手に伝えることができる」と思う若者の割合		54.8%	70%
⑬ こどもの意見表明権の認知度	こども	31.5%	70%
	若者	31.0%	70%

※ 上記の①～⑬において「こども」は 10 歳から 14 歳までの人、「若者」は 15 歳から 39 歳までの人を指します。

教育・保育等の量の見込みと提供体制の確保方策

(計画書別冊 2)

子ども・子育て支援法第61条に基づく第3期子ども・子育て支援事業計画（計画期間：令和7年度～令和11年度）として、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保に取り組み、子ども・子育て支援のさらなる充実を図ります。

1 教育・保育の提供区域

教育・保育施設の実際の利用状況に応じ、市域を7区域にわけ、地域ごとのニーズに合わせた提供体制の確保を図ります。

2 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保方策

3つの認定区分（下囲み）ごとに、過去5年間の教育・保育給付認定割合から算出した今後5年間の量の見込み（必要利用定員）に対して、提供体制の確保方策（量の見込みに対する定員数の確保の内容と実施時期）を定めます。

- 1号認定（教育標準時間認定）
満3歳以上で、教育を希望することも
- 2号認定（満3歳以上・保育認定）
満3歳以上で、「保育を必要とする事由」に該当し、保育を希望することも
- 3号認定（満3歳未満・保育認定）
満3歳未満で、「保育を必要とする事由」に該当し、保育を希望することも

(人)

姫路市全域	令和7年度					令和8年度				
	1号	2号	3号			1号	2号	3号		
			0歳児	1歳児	2歳児			0歳児	1歳児	2歳児
推計児童数	11,766	11,766	3,707	3,427	3,605	11,345	11,345	3,632	3,772	3,415
① 量の見込み	3,178	7,692	451	1,654	2,009	3,030	7,495	446	1,858	1,922
② 確保の内容	4,987	8,285	803	1,778	2,188	4,927	8,306	803	1,818	2,198
差引（②－①）	1,809	593	352	124	179	1,897	811	357	△40	276

令和9年度					令和10年度					令和11年度				
1号	2号	3号			1号	2号	3号			1号	2号	3号		
		0歳児	1歳児	2歳児			0歳児	1歳児	2歳児			0歳児	1歳児	2歳児
10,878	10,878	3,624	3,694	3,761	10,824	10,824	3,580	3,687	3,685	10,907	10,907	3,542	3,641	3,677
2,870	7,255	447	1,855	2,140	2,820	7,297	443	1,888	2,117	2,807	7,428	442	1,902	2,136
4,447	8,327	803	1,868	2,223	4,447	8,377	803	1,933	2,253	4,507	8,407	803	1,998	2,283
1,577	1,072	356	13	83	1,627	1,080	360	45	136	1,700	979	361	96	147

- 量の見込みは区域ごとに算出し、定員数が不足している区域については、認定区分ごとの利用定員の変更や拡大等、既存施設の活用を基本として定員数の確保を図り、なお定員数が不足する場合は、分園の整備や施設の創設について検討します。

3 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の量の見込みと提供体制の確保方策

0歳6か月から満3歳未満までの保育所等に通っていないこどもが、保護者の就労状況に関わらず時間単位で利用できる乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について、今後5年間の量の見込み（対象となるこどもの数）を算出し、利用者のニーズ及び利用実績を踏まえながら提供体制の確保を図ります。

(人)

	令和7年度				令和8年度				令和9年度			
	0歳	1歳	2歳	計	0歳	1歳	2歳	計	0歳	1歳	2歳	計
推計児童数	1,854	3,427	3,605	8,886	1,816	3,772	3,415	9,003	1,812	3,694	3,761	9,267
うち未就園児数（推計）	1,355	1,543	1,334	4,232	1,322	1,684	1,231	4,237	1,317	1,609	1,359	4,285
利用希望率	56.4%	51.1%	28.6%	-	56.4%	51.1%	28.6%	-	56.4%	51.1%	28.6%	-
①量の見込み	764	788	381	1,933	746	860	352	1,958	743	822	388	1,953
②確保の内容	399	412	199	1,010	746	860	352	1,958	743	822	388	1,953

※0歳児は6か月児以上の人数

※令和7年度は地域子ども・子育て支援事業として実施し、令和8年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付制度として実施

	令和10年度				令和11年度			
	0歳	1歳	2歳	計	0歳	1歳	2歳	計
推計児童数	1,790	3,687	3,685	9,162	1,771	3,641	3,677	9,089
うち未就園児数（推計）	1,299	1,569	1,306	4,174	1,281	1,509	1,279	4,069
利用希望率	56.4%	51.1%	28.6%	-	56.4%	51.1%	28.6%	-
①量の見込み	733	801	373	1,907	723	770	365	1,858
②確保の内容	733	801	373	1,907	723	770	365	1,858

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保方策

子ども・子育て支援法に定める地域子ども・子育て支援事業（下囲み）について、5年間の量の見込みとそれに対応する確保方策を定め、子育て家庭等を支援します。

- 利用者支援に関する事業
- 延長保育事業
(時間外保育事業)
- 放課後児童健全育成事業
(放課後児童クラブ)
- 子育て短期支援事業
- 乳児家庭全戸訪問事業
- 養育支援訪問事業
- 子育て世帯訪問支援事業
- 地域子育て支援拠点事業
- 預かり保育事業（一時預かり事業（幼稚園型））
一時保育事業（一時預かり事業（幼稚園型を除く））
- 病児・病後児保育事業
- ファミリー・サポート・センター事業
(子育て援助活動支援事業)
- 妊婦に対して健康診査を実施する事業
- 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- 多様な主体が本制度に参入することを
促進するための事業
- 産後ケア事業

用語の説明

この概要版に掲載されている用語のうち、説明が必要と思われるものをまとめています。
(掲載は 50 音順)

医療的ケア児

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為）を受けることが不可欠である児童（18 歳以上の高校生等を含む）

インクルーシブ

障害の有無にかかわらず、包括、包含すること

SDGs 未来都市

SDGs の理念に沿った基本的・総合的取組を推進しようとする都市・地域の中から、特に、経済・社会・環境の三側面における新しい価値創出を通して持続可能な開発を実現するポテンシャルが高い都市・地域として選定されるもの

こども基本法

日本国憲法・こどもの権利条約の精神にのっとり、すべてのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こどもに関する政策を総合的に推進するためにつくられた法律

こどもの権利条約（児童の権利に関する条約）

世界中のすべてのこどもたちが持つ人権（権利）を定めた条約

こどもの未来健康支援センター「みらいえ」

若い世代が安心して子どもを産み育て子どもたちが明るく健やかに育つことができる社会を目指して、思春期から妊娠・出産、子育て期までを切れ目なく包括的に支援する施設

サウンディング調査

個別の事業の必要性に応じて実施される検討プロセスの一つで、民間事業者との対話を通じ、様々なアイデアや意見等を把握する調査

就学前教育・保育

0 歳から小学校就学前までのこどもを対象とし、幼稚園、保育所、認定こども園等で行われる教育・保育

総合教育センター

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づく教育機関として教育委員会事務局学校教育部に設置された、教職員の研修や研究・カリキュラム開発支援の機能とともに、子供・保護者・教職員からの相談に対応する相談機能、関係機関と連携した支援・健全育成機能を併せ持った本市教育の中核施設

総合福祉通園センター・ルネス花北

乳幼児期から成人期まで一貫した療育支援や就労支援等を行うことを目的とした障害児・者のための総合福祉施設

病児・病後児保育事業

子どもが病気又は病気の回復期にあり、保護者が仕事等のため家庭で看護・保育できないときに、市内の専用施設で一時的に看護・保育する事業

放課後児童クラブ

保護者が就労等の理由により昼間家庭にいない小学生に対し、授業終了後や夏休み等の期間において、適切な遊びと生活の場を提供し、留守家庭児童の保護及び健全な育成を図る事業

ヤングケアラー

家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者

ライフデザイン

自分の価値観に基づいた生き方や将来どのような人生を送りたいかについて、具体的に思い描くこと

ライフプランニング

自分自身の将来の仕事や家族、健康などについて、具体的な暮らし方を計画すること